

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例(昭和22年墨田区条例第7号))

改 正 案	現 行												
<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の33</u>、6月及び12月に支給する場合には100分の155.5を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 長</td> <td style="text-align: center;"><u>1,135,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 区 長</td> <td style="text-align: center;"><u>916,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	給 料 月 額	区 長	<u>1,135,000円</u>	副 区 長	<u>916,000円</u>	<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合には100分の155.5を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 長</td> <td style="text-align: center;"><u>1,129,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 区 長</td> <td style="text-align: center;"><u>911,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	給 料 月 額	区 長	<u>1,129,000円</u>	副 区 長	<u>911,000円</u>
職 名	給 料 月 額												
区 長	<u>1,135,000円</u>												
副 区 長	<u>916,000円</u>												
職 名	給 料 月 額												
区 長	<u>1,129,000円</u>												
副 区 長	<u>911,000円</u>												

第2条による改正（墨田区長等の給料等に関する条例）

改 正 案	第1条による改正後
<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合には100分の159.5を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の33</u>、6月及び12月に支給する場合には100分の155.5を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。